

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年5月31日現在

機関番号:37102 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2009~2012 課題番号:21530286

研究課題名(和文)インドにおける財・サービス税導入と連邦財政システムの研究

研究課題名 (英文) Implementation of the Goods and Services Tax and Federal Fiscal system in India.

研究代表者

山本 盤男(YAMAMOTO IWAO) 九州産業大学・経済学部・教授 研究者番号:30131733

研究成果の概要(和文):連邦国家インドで財政赤字削減と消費課税改革を目的に導入が目指されている財・サービス税(GST)の課税形態について、中央 GST と州 GST の詳細な制度設計を提示できたが、導入は中央と州政府間の同意が成立していないため遅れている。中央と州政府間の財源配分を中心とする連邦財政システムの改革は、第 13 次財政委員会の勧告が現状維持的であったため、第 14 次財政委員会が担うことになった。財政整理での公共支出改革の重要性が増した。

研究成果の概要(英文): Government of India had aimed to implement the Goods and Services Tax for reducing fiscal deficits and reforming excise duties in April 2010. This research has made clear the tax mechanism of Dual GST suitable and feasible for Federal India. The GST has not been implemented until April 2013, because an agreement between center and states governments isn't reached. And the recommendation of 13th Finance Commission has not changed the structure of federal fiscal system. The 14th Finance Commission constituted in December 2012 is expected to take a task of reforming federal fiscal system. Then it is recognized that the expenditure reform is more important for fiscal consolidation.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2010 年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
2011 年度	500, 000	150, 000	650, 000
2012 年度	700, 000	210, 000	910, 000
年度			
総計	2, 900, 000	870, 000	3, 770, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:経済学・経済政策

キーワード:経済政策、経済発展、税制改革、財・サービス税、連邦財政システム、中央税収 の州分与、財政赤字

1. 研究開始当初の背景

(1)財政赤字削減と消費課税改革

インドの中央政府の持続不能に大きな財政赤字は、1991 年以来の重要な改革課題であったが、削減が進展しなかったため、

2008-09年度までに財政赤字をGDP比率3%、経常赤字を0%へ削減する目標を規定する財政責任・予算管理法(FRBMA)が2003年に制定された。州政府も同様の財政責任法を制定した。この削減策は収入主導であり、中央政

府では法人・所得税の増収に、州政府では中央からの移転に大きく依存していた。中央政府の削減目標の達成はなお数年を要すると予測されるが、主要な税源である消費課税は、複雑で非効率なため、経済成長による税収浮揚性を十分に示していないし、経済発展に必須の共通市場形成の障害となっている。

税制改革は税収増加と合理的な税制を目 的に実行されてきた。中央税収の GDP 比率 は、関税改革による減収にも拘らず法人・所 得税の増収により2006-07年度に改革前の水 準を超えたが、複雑な消費課税の改革は断片 的であった。中央の連邦消費税は、財の製造 段階税である中央付加価値税(CENVAT、中 央税収の約30%)に転換され、GDPの半分を 占めるサービス部門にはサービス税が 1994 年から賦課された(同 5%)。州際取引課税の 中央売上税(CST)は 2010 年までに段階的廃 止の予定である。州の最大の税源である売上 税は、2005 年 4 月までにほぼ全州で財のみ に課税する州付加価値税(VAT)に転換された が、オクトロイなどの多数の消費課税は整理 されていない。中央政府は、財とサービスの 包括的課税ベースへの統合財・サービス税 (GST)の 2010 年導入を公表した。GST 導入 は、中央と州政府間の調整段階にあるが、中 央政府側の統合 GST と州政府側の二重 GST(中央 GST と州 GST)という課税形態に 加えて、税率構造や州際取引課税の調整方法 についても合意していない。

(2)連邦財政システム(中央・州政府間の財源配分)

インドは多様な 28 州と連邦直轄地から構成される連邦国家であり、政府間財政システムでは、州政府は教育や保健と農村・農業やインフラ開発など経済発展の重要な行政機能を担っている。財源配分では、中央優先の税源配分を基礎に、5年毎の財政委員会(FC)の勧告による中央税収の州分与、計画委員会が州へ大規模に移転されており、総移転は中央総収入の約30%、州総収入の約30%を当時では、第13次財政委員会が2010-2015年の配分を勧告することになっているが、勧告では、GST導入が税収配分の重要な変動要因となるため、この財政委員会報告の分析は不可欠である。

2. 研究の目的

インドの 1990 年代の経済改革の課題であった財政赤字削減と消費課税改革は、なお完了していない。財政赤字は高経済成長に基づく税収増加により改善されているが、目標は未達成である。中央・州政府の最大の税源である消費課税は複雑で非効率であるため、税収増加を目的とする包括的課税ベースのGST の 2010 年導入を目指す改革が、最終段

階にある。本研究の課題は、GST 導入の過程 および結果と2009年の第13次財政委員会の 中央税収の州分与(2010 - 2015 年)に関する 勧告を分析して、EU やカナダの VAT 制度お よび政府間財政システムとの比較・検証によ り、インドで実行可能で効率的な GST と中 央・州政府間の税源・税収配分を中心とする 持続可能な連邦財政システムを解明し、今後 の課題を明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究は、研究期間として平成 21(2009) 年度から 24 年度までの 4 年計画であり、本 研究の具体的な課題は、次の 4 点である。

(1)GSTの2010年導入までの経過および税税収効果等の結果の分析。(2)GST 導入による中央・州政府間財源配分の転換に基づく、2009年に提出予定の第13次財政委員会報告の中央税収の州分与等の分析。(3)(1)と(2)の分析結果のEUとカナダのVAT制度および連邦財政システムとの比較・検証。(4)以上を総合したVATと政府間財政システムに関する理論的検討に基づく持続的連邦財政システムの考察。

本研究は、上記の課題の果たすためインドとカナダの VAT および連邦財政システムの実態調査と関係資料・文献の収集を目的に、次のような国外調査を実施する。(1)平成 21年度より 24年度まで毎年度、インドの連邦政府と州政府(マハーラーシュトラ州)の財政・税制に関する実態調査と関係資料等の収集を行う。同時に、インド財政・税制の専門家との討論により本研究の成果を検証する。(2)平成 22年度に、カナダの連邦政府と州政府(ケベック州)の VAT と政府間財政システムの実態調査と関係資料等の収集とトロント大学の Richard M. Bird 名誉教授とカナダのVAT と連邦財政システムに関する意見交換を行う。

4. 研究成果

(1)現代 VAT の課題

VAT は過去半世紀に急速に普及し、税収の重要性も増大してきた。この普及はEU型VATを基本モデルとした発展であると同時に、グローバル化と IT 化の急速な進展の下で 140ヵ国を超える諸国で採用された課税メカニズムおよび実施方法を多様なものとした。こうした現代VATの実態認識と経験に基づき直面する課題の解決を目的とする研究の成果は、1990年代後半から公表されてきた。その重要な成果が The Modern VAT であるが、その後の研究成果は次のように整理できる。

①現代 VAT の研究に衝撃を与えたのは、2005 年のアメリカの大統領諮問委員会による連邦 VAT 不採用の勧告であった。不採用の最も重要な理由は、マネー・マシーンの VAT

による税収増加が政府規模を増大するという政治経済的懸念と VAT が一旦導入されれば決して廃止されないという経験則であり、 VAT の税収調達力という長所を政府規模増大の原因として欠点に転換したのである。このマネー・マシーン批判は、「小さな政府」が望ましいという財政のあり方に関する新古の望まいという財政のあり方に関する新古で発生という大野政の表と指摘の廃止なしの部分代替 VAT 案という採用条件と新古典派的な財政観とのアメリカ財政に特有な結合の結果であった。

②国際租税対話(ITD)の VAT に関する国際 会議のバックグランド論文は、実務的視点か ら EU 型 VAT の経験とは異なる多様な VAT 経 験に基づく問題と課題を検証している。租税 政策では、VAT の逆進性対策としての軽減税 率に対して、単一税率が支持され、逆進性自 体の真偽が問われている。課税限度はより低 いことが望ましいとの従来の考え方に対し て、高い限度の強い論拠が示されている。小 規模国での VAT 普及については、行政とコン プライアンスの費用を基準とする VAT と輸入 税との比較が課題とされている。管轄間の VAT 行政については、国際間では、地域統合 とインターネットの発展による問題の複雑 化により仕向地原則の適用が困難になって いる現状と、連邦制度での下位レベル VAT に 関する従来の否定的な見解に対して、実施可 能な VAT 形態の発展が明確にされている。税 務行政では、VAT の効果的な実施に不可欠な 申告制度は、開発途上国での低い実施率と源 泉徴収制度の増加が問題とされている。監査 は開発途上国と移行国において実績が乏し く、その強化が重要な課題であり、先進国で はインボイス税額控除に必須の効果的な還 付メカニズムに関連する脱税が問題となっ ており、イギリスの VAT ギャップが戦略的ア プローチとして注目されている。

③143ヵ国の25年間のパネル・データにより VAT 採用の決定とその収入への影響を分析した結果から2つの教訓が得られた。(a) VAT 収入は、一人当たり GDP 水準とともに増加し、農業の GDP 比率とともに減少する。(b) 収入増加は、他が等しければ、国際貿易が経済にとって重要であればあるほど、低くなる。そして、現代 VAT に関する主要な批判は、(a) 収入効果、すなわちマネー・マシーン、(b) 詐欺および脱税、(c) インフォーマリティであり、その VAT の構造的本質に関連する意味と対応策が明確にされている。

④現代 VAT の課題であるマネー・マシーン 批判に関する分析結果では、VAT が 2 つの意 味でマネー・マシーンであったと検証されて いる。(a) VAT のある国が、他が等しければ、 ない国よりもより多くの収入を調達する傾 向があるという弱い意味でマネー・マシーン であった。(b) VAT は統計的に政府規模の増加原因であったとは考えられないが、調達した収入が他の税の低下した収入によりある程度相殺されたという強い意味で、マネー・マシーンであった。

⑤現代 VAT の別な課題である脱税と詐欺に よる収入損失に関して、高所得国、とくに EU における詐欺と脱税に焦点を当てて検討が 行われた。VAT に特有な詐欺は、(a)税額控除 または還付の虚偽請求、(b)税額控除不能な 購入に請求される税額控除、(c)偽商人とい う税額控除と還付を悪用する形態である。こ れへの対応策には、(a)B2B取引へのリバース チャージ、(b)リバース源泉徴収、(c) VAT 口 座の採用と(d)第三者の強制利用があり、と くに輸出ゼロ税率を利用する詐欺に対して は、(e) P-VAT、(f) 輸出業者税率制度、(g) CVAT と(h) VIVAT が提示されている。各対応策は、 他の詐欺の機会創出やコンプライアンス費 用の増加などの問題がある。また、(f)と(g) と(h)は、国境通過による VAT 連鎖の切断を 修復する輸出ゼロ税率廃止の提案である。 VAT の非コンプライアンスは経験から得られ た最良の実務に一致する良好な制度設計と 運営により回避可能とされ、輸出ゼロ税率を 廃止する提案についても運用可能とされて いるが、どれ提案が最適かの選択については、 明確な評価は示されておらず、今後の課題と なっている。

(2) 開発途上国=インドにおける VAT の課題 先行研究からインドの GST 導入に適用可能 な教訓として、以下のことが明らかになった。

①課税ベースと課税形態:インドにおいても共通課税ベースの二重GSTが望ましい形態であるが、憲法規定により財とサービスへの課税権が中央政府と州政府で異なりかつ制約されており、まず、憲法修正による財とサービスの共通課税ベースへの両政府の課税権の規定が必要になる。州の税率オートノミーと行政的実行可能性の視点から州VATの形態として二重VATがCVATより優れており、強力な税務行政を持たない国で二重VATへ移行する前提条件は、州際貿易へ仕向地原則を実施する方法と州の収入損失を補償する方法と対の収入損失を補償する方法とされた。インドの二重GSTの州GSTでも共通の課税ベースに州が税率設定することを認めることが必要である。

②免除限度:免除限度として提案されている100万ルピーは相対的に低く、現在の換算レートでは500万ルピー程度が適切な限度となる。また、「免除クリープ」の発生がとくに州政府レベルで予測されるため、提案されている中央と州の消費課税での工業関係免除の廃止と共通免除リストの作成を含めた免除を限定する方策は必須となる。

③税率構造:一般的に複数税率が公平と認

識されているが、専門家は単一税率を助言し ている。標準税率は10%以下では意味がない とされ、ほとんどの開発途上国は収入の必要 のため10%以上で賦課しており、税収維持の ため定期的に税率引上げが必要とされてい る。税務行政の弱い場合には、還付による詐 欺問題と非課税などを取り扱う高い行政費 用のため、非輸出ゼロ税率の除去を目標とす べきであり、軽減税率は行政およびコンプラ イアンス費用が少なく、均一税率の広い課税 ベースの課税への移行が容易であるため、免 除よりも優れていると指摘されている。イン ドの二重 GST の中央と州の合計税率は、収入 中立税率の12%が基準になるが、州GSTの税 率に関しては、最低税率に基づき税率設定の オートノミーによる州間の相違を 3%以内、 すなわち合計税率 15%以内とする合意形成 が必要と考えられる。また、税率は単一税率 が望ましいが、実態を踏まえるならば、輸出 以外へのゼロ税率を認めず、免除クリープの 防止のため最小限の免除とする中央と州の 共通免除として、免除に代わる軽減税率の適 用が実際的な方法と言える。

④州際取引の課税:連邦売上税(CST)の廃止は決定され、既にその過程にあり、州際取引課税において仕向地原則を実現するために CST と類似性を持つ中央による CVAT 賦課の可能性は小さいと推測される。州際取引への課税方法は、提案されている前納 VAT 方式を中心に CVAT タイプを含めて一層の検討が課題となる。また、現行の憲法規定では州政府はサービス取引に課税できないため、共通課税ベースへの中央と州の課税権に関する憲法修正が必要である。

⑤税務行政:インドにおいても自動車燃料、タバコとアルコールへの付加消費税を除き、中央と州の両レベルの現行消費課税を可能な限りGSTへ包摂することが望ましく必要な方策である。申告税であるVATは税務行政が決定的である。VATは計画段階よりも実施段階が問題であり、とくに税制の核心である監査は、コンプライアンスの相互チェックは査をは、コンプライアンスの相互チェックは育政への過大な負担となるため、所得税監査との情報交換などの改善が実施されるべきと指摘されている。税務行政の改善には中央の形成が不可欠な課題である。

インフォーマリティはインドのGST 導入では主要な問題とは認識されていないが、インド経済においてインフォーマル部門はかなりの規模であり、選別された納税者を隔離する源泉徴収税のような特別税体制ではなく、効果的なVAT 行政に不可欠な情報収集と情報連鎖の切断を避けるあらゆる努力が行われるべきである。

(3) モデル GST

連邦国家インドにおいて実行可能で望ま しい「モデル GST」として、以下の制度設計 が提案できる。

①中央GST (CGST) と州GST (SGST) の二重GST。 ②課税ベースは、全ての財とサービスの取引 の共通課税ベースに適用する。③税率構造は、 財とサービスへの単一税率とする。税率は、 10%から 20%の統合税率範囲で各税率と税 収配分を協議するのが適切である。SGST の 2%ポイント相当金額の第 3 段階政府への移 譲は、第3段階政府の入域税およびオクトロ イの SGST への包摂が条件になる。④税額控 除は、供給者の発行するインボイスに基づき 中央と州の別々の会計で行われ、相互利用は 認められない。⑤共通免除とする。⑥免除限 度は、年取引高 100 万ルピーの均一免除限度 とし、州際取引も同一とする。⑦小規模事業 者への複合制度、すなわち簡易課税制度は、 年取引額 100 万ルピーから 500 万ルピーに各 税率 0.5%で適用し、インプット税額控除は 認められない。⑧アルコール飲料、たばこ製 品と石油製品はGSTと消費税が二重賦課され、 消費税のインプット税額控除は認められな い。⑨包摂される中央税は、中央消費税、付 加消費税、医薬・洗面調剤品法による消費税、 サービス税、相殺関税として知られる付加関 税、特別付加関税、加重税、セスとする。包 摂される州税は、VAT/売上税、娯楽税、奢侈 税、籤、賭けと賭博への税、財・サービスの 供給に関係している限りの州のセスと加重 税、オクトロイに代わる入域税、電気税、仕 入税とする。⑩電力部門は電気税の SGST へ の包摂により、輸送機器と輸送サービスは自 動車税と貨物・乗客税の SGST への包摂によ り、不動産部門は印紙税の SGST への包摂に より、GST 課税ベースに含める。金融サービ スは、現行のサービス税と同様に GST 課税べ ースに含める。⑪州際取引課税として IGST モデルが合意されているが、仕向地原則に基 づく簡素で効率的な執行の観点から、修正 CVAT モデルの採用が適切な選択である。 ⑫輸 出は仕向地原則によりゼロ税率とする。輸入 は CGST と SGST が賦課され、徴収は中央が行 い、SGST を仕向地州に配分する。サービス輸 入は、現行のリバースチャージにより課税さ れる。③均一で効率的な税務行政を実施する。 (A)GST 導入による州の収入損失を補償するた め、第 13 次財政委員会の勧告による「GST 補 償基金」を創設する。⑮二重 GST 体制での調 和構造と連邦制度での州オートノミーを維 持するため、州政府財務大臣特別委員会を憲 法上の法定機関の「財務大臣協議会」に転換 する。 ⑯以上の二重 GST 体制の構築に必要な 憲法および法令の修正・改正を行う。

GST 導入の現状(2012-13 年度予算): 2011 年に GST 導入に必要な憲法修正案が国会に提 出されたが、継続審議中であり、導入時期は 明確ではない。中央と州政府間の主な論点は、 州政府がGSTにより財政オートノミーと税収 を失う懸念であり、連邦消費税廃止により州 の失う税収分の補償については合意が成立 したが、免除品目、税率構造、免税点、州際 取引課税、運用のための協議会の設立と紛争 解決手続きなどの合意が必要である。

(4)第13次財政委員会(ThFC)と連邦財政システムの改革

①ThFC 勧告の特徴と批判: 勧告については、 州政府側の大きな反対もなく、また財政研究 者による分析も多くなかったが、主な批判は 勧告の主な特徴でもある次の 4 点であった。 (a) 中央税収の州分与、(b) 多様な部門別および州別補助金、(c) 中央と州政府の財政整理 工程表、(d) モデル GST。これらの批判は、モデル GST を除き、以下のような内容であった。

(a) 中央税収の州分与: 中央税収の州分与 への批判は3点である。分与率の30.5%から 32.0%への引上げは、総収入での中央と州の 相対的配分の安定性の維持という考え方に 基づいているが、これが望ましいという経済 的な合理的理由はない。次に、中央税収の州 間配分(=水平的配分)に採用された4つの配 分基準では、第12次FCと比べて、所得基準 を代替する新規の財政力基準に大きな比重 が与えられたが、低所得州の配分比率は増加 せず、最貧困州に最大のマイナスの効果を与 えた。そして、配分基準内での財政力と財政 規律の存在は、財政力の均等化という目標と 矛盾している。中央税収の州分与について、 勧告は配分可能プールの減少を踏まえて州 の財政安定性が維持されるべきとの考え方 に基づき分与率を引き上げ、州間配分に関し ても、基本的に最近の FC と同一で、州の相 互間の比率が大きく異ならないことを意図 しており、批判を惹起する結果となった。

(b) 多様な部門別および州別補助金:補助金に関する勧告の重要な特徴の1つは、12の多くの異なる目的の補助金を勧告したことである。この多数の補助金は、非計画経常赤字補助金を除けば、州別の実績補助金を含んでおり、条件つき補助金の利用には、補助金別の条件を充足することが必要になる。勧告の多数の補助金は、政府間移転の支離滅裂な制度をさらにバラバラにし、両政府間に過度の条件を創出したと厳しく批判された。

(c) 財政整理工程表:中央と州政府の別個の財政整理工程表は、第12次FCと比べると、財政赤字指標のGDP水準に関して基本的に変更はないが、相違点は、相対的に高い財政不均衡を持ち、2014-15年度末までに財政赤字のGSDPの3%までの削減を義務づけられた州に対する財政調整の提案である。これについては、設定された時間枠内における財政赤字削減の実行可能性と州別補助金の支出条件

としての赤字削減の利用が問題とされた。また、憲法により州に保証された財政オートノミーの観点から、提案された工程表の適切さには問題があると指摘された。

②評価:財政研究者による厳しい批判には ThFC のメンバー等による反論もあったが、FC の主要な勧告対象である中央税収の州分与 と州補助金と財政赤字削減を含む中央-州政 府間財政関係、さらに連邦財政システムの改 革という観点から、次の2点が重要と考えら れる。1 つは中央税収の州間配分基準の基本 的な考え方である。ThFC は公平性を目指す財 政力と効率性を目指す財政規律との関係に おいて効率性を重視しており、これは多額の 地方団体補助金を含む過度の条件による補 助金にも反映している。このため移転制度が 断片的となり、水平的配分定式が複雑になっ たことに問題があった。また、勧告の重要な 特徴である州政府へ課された多くの条件で ある。これは改革を実行するインセンティブ、 とくに特定目的の補助金のインセンティブ として最も重要な手段であるが、この条件の 設計と執行に関して、勧告が最良とする解決 策以外の選択を認めないことに問題があっ た。移転制度はこうした多様な条件により分 解する結果になり、FC は移転制度を改革する 機会を再び失ったと指摘された。

ThFC の主要な勧告は、州政府財政が比較的順調な状況において州政府側から大きな反対もなく、中央政府が受け入れ実施されることにより、FC の機能を果たしたことになる。しかし、2010 年代の FC に求められる連邦財政システムの改革という観点からは、ThFCの勧告は、基本的にステータス・クオ(現状維持)であり、これまでの FC 勧告の問題点を継続しており、移転制度を改革する機会を再び失ったという指摘が的確な評価と言える.

③課題: OECD は『2011 年インド経済白書』 において、財政整理を継続すべきとの認識に 基づき、財政枠組みについての勧告の中で、 財政規則の実施を監督するため恒久的な FC を創設する新法を導入すべきと勧告した。現 在、FC は憲法により5年毎に設置され、中央 政府から州政府さらに地方団体への財政移 転に関する勧告という連邦財政システムの 中核的な機能を担う機関であるが、勧告とと もに終了する。このため、勧告の実施過程の モニターおよび中長期的な課題への対応は 極めて困難である。これに関しては、連邦財 政システムにおいて FC とともに重要な役割 を担っている計画委員会が恒久機関である こととの比較において、これまでも FC の恒 久機関化は提案されてきた。この恒久機関化 は、予算制度での経常会計における計画予算 と非計画予算との区分の廃止などの問題を 含めて、連邦財政システム改革の重要な課題 の1つである。

第 14 次財政委員会(2015-16 年度から2019-20年度)が2012年12月に設置された。

(5) 財政整理と公共支出改革の重要性

インド経済は、高インフレに対する金融政策の引締めにより2012-13年度のGDP成長率が前年度の6.2%から5.0%に減速した。財政は、経済成長の減速、原油価格の高騰と金融市場の停滞のため、財政赤字GDP比率は、2011-12年度決算の5.7%と2012-13年度修正概算の5.2%、経常赤字が4.4%と3.9%、基礎的財政赤字が2.7%と2.0%となり、高水準なままである。2013-14年度予算では、財政赤字4.8%、経常赤字3.3%、実効経常赤字1.8%への改善が見込まれている。

財政整理を推進する目的で中期的工程表を検討するケルカル(Vi jay Kerkar)委員会が設置され、2014-15年度までに財政赤字を3.9%、経常赤字を2%、実効経常赤字をゼロ、基礎的財政赤字を0.9%とする勧告が2012年9月に行われた。その施策は、財政整理の改善策は、税収の増加、補助金等の支出削減、計画支出規模の適正化と負の投資収入の増加であり、補助金を中心とする公共支出削減の重要性が高まった。

5. 主な発表論文等

研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

- (1)「インドの財政整理と財政責任・予算管理 用」単著、山本盤男、九州産業大学『エコ ノミクス』第17巻第1号、査読・無、2013 年(予定)。
- (2)「インドの第 13 次財政委員会と連邦財政システムの改革」単著、山本盤男、九州産業大学『エコノミクス』第 16 巻第 2・3 号、査読・無、93-150 頁、2012 年。
- (3)「インドのモデル GST」単著、山本盤男、九州産業大学『エコノミクス』第 15 巻第 2号、査読・無、1-36 頁、2010 年。
- (4)「開発途上国における VAT の課題: インドの GST への教訓」単著、山本盤男、九州産業大学『エコノミクス』第15巻第1号、査読・無、1-23頁、2010年。
- (5) 「現代 VAT の課題」単著、山本盤男、九州 産業大学『エコノミクス』第 14 巻第 3 号、 査読・無、15-56 頁、2010 年。

6. 研究組織

(1)研究代表者

山本 盤男 (YAMAMOTO IWAO) 九州産業大学・経済学部・教授 研究者番号:30131733